

令和5年1月25日

## 第170回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第170回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年1月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号  
会議年月日 令和5年1月25日  
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、  
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、  
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、  
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼  
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第170回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出  
について  
議案第51号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する  
可否決定について  
議案第52号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否  
決定について  
議案第53号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい  
て

開会時刻 午後2時

議	長	はい、ご苦労様でございます。それでは、ただいまから総会を進めてまいります、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を7番、綱木秀治委員にお願いします。
		(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)
議	長	<b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第170回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。
議	長	<b>【会長報告】</b> 会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思えます。 1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式に参加して訓示を述べさせていただきました。 以上です。
議	長	<b>【事務事業経過報告】</b> 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。
事務局	長	経過報告書に基づいて説明いたします。出席者、開催場所は記載のとおりです。 1月10日、農地法等申請締切日。 1月13日、農地転用等現地確認調査。 1月23日から27日、地域農業マスタープラン地区検討会。 1月23日、第11回運営委員会。 本日、第170回遠野市農業委員会総会。第4回農業委員会だより編集委員会議。 1月25日以降の主な行事予定は、記載のとおりになりますのでご覧ください。なお、来月の第171回遠野市農業委員会総会は、2月24日(金)、あえりあ遠野で開催を予定しております。 以上です。
議	長	<b>【報告事項】</b> 次に報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局からその内容の説明を願います。
事務局	長	1ページから2ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。 内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番は子、2番は夫、3番は配偶者、4番は子、5番は配偶者、6番は子、7番は配偶者、8番は子が相続しました。 今後については、番号1番、一部貸付、残りは原野化しているため今後非農地判断が必要と思われれます。 番号2番、貸付。 番号3番、自己管理、一部原野化しているため今後非農地判断が必要と思われれます。 番号4番、一部貸付、残りは自己管理。 番号5番、自己管理。 番号6番、貸付。 番号7番、8番、一部貸付、残りは自己管理。 以上で報告を終わります。
議	長	ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。

	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>3ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。 番号1番、規模縮小のため解約するものです。 番号2番、規模縮小のため解約するものです。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>4ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は4件です。 番号1番から4番、それぞれ湿田のため現在休耕していますが、耕作の利便性を良くするため盛土を行うものです。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。 発言しようとするときは挙手のうえ、遠野市農業委員会会議規則第20条の規定により、議長の許可を受けてから発言を願います。 また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【日程第1】</b> それでは、日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認め、議事録署名人に8番、菊池久康委員、9番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>





	<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第53号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p> <p>9ページから14ページです。議案第53号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は26件で、新規が18件、更新が8件です。なお、新規の内7件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。</p> <p>番号1番から5番、更新です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号7番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号8番から11番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号14番、更新です。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号16番から18番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番から23番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号24番、25番、更新です。</p> <p>番号26番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号19番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号26番について質疑ございませんか。</p>

議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号19番、26番の2件を除く24件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p><b>【日程第5】</b></p> <p>日程第5、議案第54号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係	長	<p>15ページです。議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、風力発電事業に係る作業用道路整備を目的とする転用で、追認案件となります。この土地につきましては、以前土地改良事業を実施した場所でありますので、原野となっておりますが農地法の適用を受ける土地となっております。申請人は、平成21年7月6日付の許可により風力発電機の基礎補強及び作業用道路を整備しましたが、この平成21年の許可申請の際に本申請地を漏らしていたということが現在進めている発電機の更新業務の中で判明し、今回、申請が出されたものです。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意性はなく、当時事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である「土地収用法」に該当し許可ができるものと判断しました。</p> <p>番号2番、宅地内への土留め擁壁設置を目的とする転用であります。申請人は、宅地と隣地に高低差があり宅地から隣地の畑に土砂が流出する恐れがあることから土留め用のコンクリート擁壁を設置しようとするものです。申請地は休耕中の畑で、宅地に隣接しており、他に替え得る土地はないことから適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当し、許可ができるものと判断しました。また、申請地は農振農用地でありましたが、令和4年12月23日付で遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決</p>



	<p>定を受けております。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐々木哲也と申します。1月13日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地を確認いたしまして、問題ないことを確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の最適化推進委員、佐々木です。1月13日に、事務局と農業委員2名、最適化委員3名で現地を確認しました。場所は、■■■■■と■■■■■の間に位置する農地に隣接する住宅となっております。擁壁を造ることで隣接する農地での耕作通路などに影響がない、何ら問題ないと判断いたしました。</p> <p>ご審議お願いたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長	<p>それでは事務局から、その他について。報告3点とお願1点となります。</p> <p>その他①令和4年度遠野市農業委員会懇親会精算についてです。資料をご覧ください。</p> <p>12月23日金曜日、午後6時から、サンパークやなぎを会場に総勢●●人に参加をいただきました。なお、会費を1人あたり5,000円としておりましたが、全部で●,●●●●円の追加があり、農業委員、推進委員の参加者分●●●●円×●●●●人+●●●●円を互助会から、事務局から●●●●円×●●●●人+●●●●円として、合計●,●●●●円を追加徴収させていただきましたことをご報告いたします。</p> <p>その他②令和4年度農業施策の充実に関する要請にかかる国の対応についてです。</p> <p>このことにつきましては、市町村農業委員会からの要請事項を取りまとめ、令和4年11月9日の令和4年度岩手県農業委員会大会で決議された議案第1号、「農業施策の充実に関する要請決議」を12月1日に県選出国會議員に対して要請をしたところ、農林水産省からの回答を取りまとめた資料が一般社団法人岩手県農業会議をとおして送</p>

		<p>付がありました。内容につきましては、後ほどご確認願います。なお、参考までに一般社団法人岩手県農業会議からの要請書も添付しましたので、あわせて、後ほどご確認願います。</p> <p>その他③消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の負担軽減措置等に関する周知についてです。</p> <p>一般社団法人岩手県農業会議から各農業委員会に対して、「支援措置に関するリーフレット」及び「免税事業者を対象とした制度の解説リーフレット」の周知依頼がありましたので、お知らせいたします。内容につきましては、後ほどご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>最後に、お願いでございます。令和4年度の農業委員会活動記録簿の提出についてです。</p> <p>毎月、委員さんから活動記録簿をいただいております。そのことにつきまして、本年度活動の取りまとめを行いたいと思ひますので、提出依頼のとおり2月10日までに提出いただきますようお願いいたします。なお、出していない月がございましたら合わせて提出いただきますよう、強くお願い申し上げます。提出が遅れますと、国、県への報告が遅れ交付金に影響が出ますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議	長	<p>それでは、その他①精算書に関してはこういう結果になってございます。大変ご苦勞様でした。その他②、その他③について質問等ございましたらどうぞ。</p>
17番委員		<p>はい。</p>
議	長	<p>17番、河内委員、どうぞ。</p>
17番委員		<p>17番、河内です。先ほどの③、インボイスについて修正があったことを把握しております。</p> <p>有効となる時期が本年度10月からとなるわけですけれども、申請時期が9月30日まで、前日までとなっております。それから、開いて1番最初の右側、「少額な値引き・返品は対応不要」ということではっきり伝えられている。例えば、銀行振り込みをして振り込んだ振込手数料などを具体的には指しています。そこまで仕分けすると値引いた後の作業が発生するので、そういったものは考えなくていい、ということが具体的な内容になると思ひます。細かい点などは気づかない点があるかもしれませんが、以上2点になります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、質問等ございますか。</p>
議	長	<p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p> <p>よろしいですか。</p>
議	長	<p>【閉会】</p> <p>それでは、帰り道は十分気を付けて。道路凍っていますから、気を付けて帰っていただきたいと思ひます。</p> <p>以上をもちまして、第170回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時42分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 \_\_\_\_\_

同 番 \_\_\_\_\_

遠野市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

